

認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター（以下「エコセンター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 エコセンターは、主たる事務所を東京都江戸川区船堀4丁目1番1号江戸川区総合区民ホール内に置く。

(目 的)

第3条 エコセンターは、区民一人ひとりが環境について学び続けるとともに、これまでに培ってきた地域社会を大切にしつつ、区民、事業者、区が相互に連携・協働の取り組みを推進することで、地球環境への負荷を減らしながら、さらに活力のある地域社会を創造していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 エコセンターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動

(事業の種類)

第5条 エコセンターは、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 環境教育・環境学習の推進に関すること。
- (2) 環境等に関する人材育成事業。
- (3) 団体の環境等に関する活動支援事業。
- (4) 区民・事業者・行政の交流・連携の推進に関する調査・研究事業。
- (5) 環境等に関する政策提言事業。
- (6) 環境等に関する情報の提供及び支援事業。
- (7) 環境等に関する相談業務に関する事業。
- (8) その他目的を達するために必要な事業

- 2 エコセンターは、次のその他の事業を行う。
- (1) 物品等の販売
 - (2) 備品等の賃借及び使用による収益事業
 - (3) 機関紙への広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 エコセンターの会員は、次の2種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、エコセンターの目的に賛同して、入会した個人及び団体とする。
- (2) 賛助会員は、エコセンターの目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体とする。

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、毎年一回、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) エコセンターの定款に違反したとき。

(2) エコセンターの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第 12 条 既に納入した会費は、これを返還しない。

第3章 役 員

(役員の種別及び定数)

第 13 条 エコセンターに次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 20 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を副理事長とする。

(役員の選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において、正会員の中から選任する。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

4 監事は、理事又はエコセンターの職員を兼ねることができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

6 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、エコセンターの役員になることができない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、エコセンターを代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長が定める順位により、理事長に事故のあるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づきエコセンターの業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) エコセンターの財産の状況を監査すること。
- (3) 前二号の規定による監査の結果、エコセンターの業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はエコセンターの財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期及び欠員補充)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、14年を超えないものとする。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 第13条に掲げた最少の役員数を欠く場合には、役員は辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 理事及び監事の内、最少の役員数を欠く場合には、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任する場合には、当該役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(会長及び顧問)

第19条 エコセンターに、会長を置くことができる。

- 2 会長は多年理事長の職にあつて、エコセンターの事業に著しい功労のあつた者（現に第13条第2項の職にある理事を除く）の中から、理事会の議決を得て理事長が選任する。解任する場合も同様とする。

第20条 エコセンターに、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項に関して理事長の諮問に応ずる。

第4章 会 議

(種 別)

第21条 エコセンターの会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 定款の変更
- (4) 合併及び解散
- (5) 解散における残余財産の帰属
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会員の除名
- (8) その他、エコセンターの運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、事業年度終了後 3 ヶ月以内に毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、理事会の議決のあった日又は請求のあった日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の 5 日前までに各正会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の総数

(3) 出席者数及(書面表決者又表決委任者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記する。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事及び顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他エコセンターの運営に関する必要事項

(理事会の開催)

第 34 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 35 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号の場合には、請求のあった日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の 5 日前までに各理事に対して通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(理事会の議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 38 条 理事の表決権は平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項、次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有するものは、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数
- (3) 出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び電磁的方法による表決者がある場合にあつては、その旨を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 エコセンターの資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 エコセンターの資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 エコセンターの資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 エコセンターの会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第 44 条 エコセンターの会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 45 条 エコセンターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 46 条 エコセンターの事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定の事業計画及び予算の追加又は更正をすることができる。

3 前項の追加又は更正を行ったときは、直近の総会で報告するものとする。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、次回の理事会の日までに前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、理事会の議決を経て、これを予算成立の日まで執行することができる。

2 前項の規定により予算を執行した場合における収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 48 条 エコセンターの事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第 49 条 エコセンターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第 50 条 エコセンターの決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 51 条 エコセンターが定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 エコセンターが定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算人)

第 52 条 エコセンターは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 エコセンターが解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除くものとする。

(残余財産の帰属先)

第 53 条 エコセンターが解散（合併又は破産による解散は除く。）の際に有する残余財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、あらかじめ総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 第 52 条第 1 項第 4 号の規定に基づき合併する場合は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

(公告の方法)

第 55 条 エコセンターの公告は、エコセンターの事務所の掲示板に掲載するとともに官報掲載により行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第7章 事務局

(事務局)

- 第 56 条 エコセンターに、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
 - 3 職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第8章 雑 則

(委員会)

第 57 条 エコセンターに、委員会を置くことができる。

2 前項の委員長は、理事長が任命する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるものとする。

(細 則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則 1

1 この定款は、エコセンターの成立の日から施行する。

2 エコセンター設立当初の会費の額は、第 8 条の規定にかかわらず正会員（個人、団体）及び賛助会員（個人、団体）は 1 0 0 0 円とする。

3 エコセンター設立当初の役員は、第 13 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 1 7 年 6 月 3 0 日までとする。

4 エコセンター設立当初の事業年度は、第 34 条の規定にかかわらず、設立日から平成 1 6 年 3 月 3 1 日までとする。

5 エコセンター設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則 2

1 この定款は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 3

1 この定款は、平成 2 2 年 9 月 2 1 日から施行する。

附 則 4

1 附則 1 の 3 の第 13 条は第 14 条に、第 15 条は第 16 条に読み替える。

2 附則 1 の 4 の第 34 条は第 45 条に読み替える。

3 附則 1 の 5 の第 35 条は第 46 条に読み替える。

4 この定款は平成 24 年 7 月 23 日から施行する。

5 この定款の施行時における役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 5 月 31 日までとする。

附 則 5

1 この定款は、平成 2 6 年 1 0 月 2 1 日から施行する。

附 則 6

1 この定款は、平成 3 0 年 9 月 1 4 日から施行する。

附 則 7

- 1 この定款は、平成30年9月15日から施行する。

附 則 8

- 1 この定款は、令和元年8月16日から施行する。

別 紙

設立当初役員名簿

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
理 事 長	岡 島 成 行	理 事	佐 藤 正 兵
副理事長	松 本 藤 隆	理 事	市 川 まり子
常務理事	鈴 木 稔 夫	理 事	重 杉 浩
理 事	松 田 美夜子	理 事	富 田 規 男
理 事	佐々木 定 治	理 事	山 崎 求 博
理 事	木 村 伸 行	理 事	實 方 健
理 事	江 原 春 美	理 事	原 信 男
理 事	倉 内 皓 子	監 事	杉 本 英 臣